

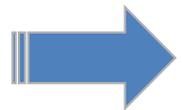
中小企業庁説明資料

(改正商工中金法施行に向けた方向性)

改正法施行に向けた方向性①

【施行期日】

- 商工中金の改革の方向性を取りまとめた『新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会』（以下、検討会という。）報告書（2023年2月）において、**制度改正から2年以内に、政府保有株式の全部売却を行うことと政府を株主資格から削除する制度改正を行うこと**を求められている。
- 当該報告書を踏まえ改正法附則第1条において、**施行期日は公布の日から2年以内の政令で定める日**と規定されている。



- 公布の日から2年以内となる**2025年6月15日**までには、**着実・迅速に政府保有株式の売却を遂行**する必要がある。
- コロナ禍からの地域経済の再生に向けて、**商工中金の事業再生等のノウハウを活用**するため、改正法における**業務範囲の見直し等の措置**について、**遅滞なく着実に施行**する必要がある。
- なお、民間金融機関とのイコールフットイングへの懸念も踏まえ、**政府保有株式を全部売却し、商工中金法において株主資格の規定から政府を削除するタイミング**と、**業務範囲の見直しを同じタイミングで実施**する必要がある。

3. 資金面での政策措置 （1）政府保有株式 ④方針

株式会社化時点から状況が変化し、政府が株式を保有する意義が大きく低下していること、中小企業による中小企業のための金融機関という位置づけの明確化などの観点を踏まえ、政府保有株式は全部売却し、商工中金法の株主資格の規定から政府を削除すべきである。

政府保有株式の全部売却のタイミングについては、コロナ禍からの立ち直りに向け、商工中金がノウハウを有する経営改善・再生支援の強化の観点も踏まえ、「今」このタイミングで、改革を実行すべきである。（略）

なお、仮に、政府保有株式の全部売却を含む改革の制度改正を「今」実行したとしても、政府保有株式の売却に当たっては、売却方法の決定や手続など一定期間が必要となる。このため、過去の非上場株式の売却に要した期間も踏まえ、**制度改正から2年以内に、公正な価格・方式での売却を前提として、政府保有株式の全部売却を行うことと政府を株主資格から削除する制度改正を行うことを求める。**

4. 資金面以外の政策措置 （3）業務範囲 ②方針

商工中金の業務の範囲につき、中小企業の抱える課題に対してより幅広く対応していく観点から、下記の点などについて、銀行法並びに拡充すべきである。

- i) 本体業務：登録型人材派遣やシステム販売等の解禁
- ii) 出資業務：再生企業への出資や投資専門子会社経由の出資
- iii) 子会社保有：銀行業高度化等会社

（略）

なお、**業務範囲の見直しのタイミングは、民間金融機関とのイコールフットイングへの懸念も踏まえ、政府保有株式を全部売却し、商工中金法において株主資格の規定から政府を削除するタイミングと一致させるべき**である。

改正法施行に向けた方向性②

【入札後の対応】

- 改正法の国会審議において、経済産業大臣から、中小企業組合等だけでは政府保有株式の全部を引き受けることが困難な場合には、商工中金が自社株買いを行うことも選択肢となる旨を答弁。

➡ 主務省庁としては、上記の観点から、改正法公布の日から2年以内に着実に施行するため、残余株式の売却にあたっては、商工中金も購入できるような売却方針としていただきたい。例えば、入札となる場合には、商工中金が入札参加することが必要と考える。

【自己株式取得後の対応】

- 改正法の国会審議において、経済産業大臣から、「仮に商工中金が自己株、自社株買いを行う場合にあっても、購入したこの自己株式について、消却することはせず、随時中小企業組合などに売却していくことを想定」と答弁。

➡ 「中小企業による中小企業のための金融機関」という役割を堅持するため、仮に商工中金が自己株式を取得する場合においても、商工中金が当該自己株式を消却せず、中小企業組合や中小企業支援機関等への売却を進めるよう、商工中金に求める。

(参考) 商工中金による自己株式取得の検討 (2024年10月21日公表)

NEWS RELEASE
SHOKO CHUKIN BANK



人を思う。未来を思う。

商工中金

2024年10月21日

商工中金

政府保有株式の自己株式取得に係る検討について

2023年6月16日に中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律が公布され、政府保有株式については、改正法公布日から2年を超えない施行日の前日までに、できる限り速やかに全部売却するよう努めると規定されました。

政府においては、全部売却に向け、財政制度等審議会国有財産分科会での議論等を踏まえ、一般競争入札にて売却を行いました。結果的に880,440千株の残余株式が生じたものと承知しております。

また、改正法の国会審議において、経済産業大臣から、「中小企業組合等だけでは政府保有株式の全部を引き受けることが困難な場合には、商工中金が自社株買いを行うことも選択肢となる」旨の答弁もございました。

以上を踏まえ、商工中金としては、政府保有株式全部売却の実現に向けて、商工中金が自己株式取得する方向で検討を進めてまいりる旨を2024年10月17日取締役会にて決議いたしました。検討にあたっては、株主の皆様及び経営への影響も勘案しながら、取得価格等に関する議論を重ねてまいります。

なお、売れ残った政府保有株式の処分方法については、政府が決定するものであり、現時点では何も決まっていないものと承知しております。

政府保有株式の全部売却後の改正法施行により、これまで以上に中小企業の皆様の企業価値向上に資する金融機関を目指してまいります。

改正法と商工中金による自己株式取得の整合性

- 今般の改正法は、商工中金が専門性を有している、事業再生等のノウハウを十分に活用する上で、銀行法よりも制約を受けた業務範囲では限界があることから、政府保有株式の売却や、各種大臣認可等を縮減することにより、政府の関与を縮小しつつ、より柔軟で自立した民間のガバナンス移行を目指すこととしたもの。
- この改正法に規定された事業再生等に関する業務範囲の見直しを着実に実施するため、改正法の施行期日の前日までに速やかに政府保有株式の売却を完遂する必要がある。
- この政府保有株式売却の完遂は、政府関与を縮小する観点から、政府保有株式がゼロになることが求められているものであり、改正法の趣旨に照らしても、当該株式が商工中金自らの保有になること自体は否定するものではない。
- なお、過去の国会答弁等でも示しているとおり、商工中金の組合金融としての位置づけを踏まえると、本来的には、自社株式の取得を行った株式については、広く中小企業組合や中小企業支援機関等に保有されることが望ましいと考えられる。

(参考) 国会における議論

○第211回国会 令和5年6月13日 参・経済産業委員会
(西村経済産業大臣)

現在、政府は、商工中金株式の四六・五%に当たる一千十六億円を出資をしておりますが、その株式につきましては、国会での御審議を、今御審議いただいておりますこの改正法案が成立した暁には、**公布から二年以内に全部売却**する方針であります。

この二年以内という年数は、政府の検討会におきまして政府保有株式の全部処分も含めた今回の改革を今行うべきであるという意見で一致する中、政府保有株式の売却方法の決定や手続などに一定の期間が必要となります。過去の例を見ますと、日本アルコール産業株式会社など幾つかの例を見ますと、過去の非上場株式の売却に要した期間も踏まえ、二年ということを設定しております。(略)

なお、これまでの政府系機関の株式売却に関して、例えばN T T、J T、日本郵政につきましては、その政府保有株式の売却に際して自社株買いも実施しているものと承知をしております。こうした前例を参考にすれば、中小企業組合等による株式購入を最大限促してもなお万が一中小企業組合等だけでは政府保有株式の全部を引き受けることが困難な場合には、商工中金が自社株買いを行うことも選択肢になるというふうに考えております。ただ、仮に商工中金が自己株、自社株買いを行う場合にあっても、購入したこの自己株式について、消却することはせず、随時中小企業組合などに売却していくことを想定しております。

いずれにしても、具体的な売却のスキームなどにつきましては、他の政府保有株式の売却事案と同様に、この改正法案が成立をいたしましたら、財政制度等審議会国有財産分科会における審議を踏まえて具体的に決定されることとなります。

(参考)
商工中金法改正の概要
(これまでの取組)

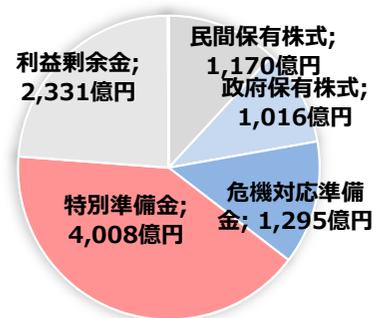
商工中金の概要

- 商工中金は、1936年に中小企業金融の円滑化を目的として、国と中小企業組合の共同出資により設立。その後、政策金融改革の議論を踏まえ、**2008年10月1日に株式会社化**。
- 商工中金は、国内に99店舗を構えており、全国ネットワークを展開（公庫：152店舗）。

株主構成

政府が46.5%、中小企業組合等が53.5%の株式を保有。
 全国約3.5万の中小企業組合のうち、約1.9万組合が株主。
 その傘下には、約200万の構成員企業が存在。

資本構成



商工中金の自己資本は9,809億円。

- 特別準備金：株式会社化時に資本充実のため導入（政府出資分等を振り替え）
- 危機対応準備金：危機対応業務の円滑な実施のため導入（2009年）

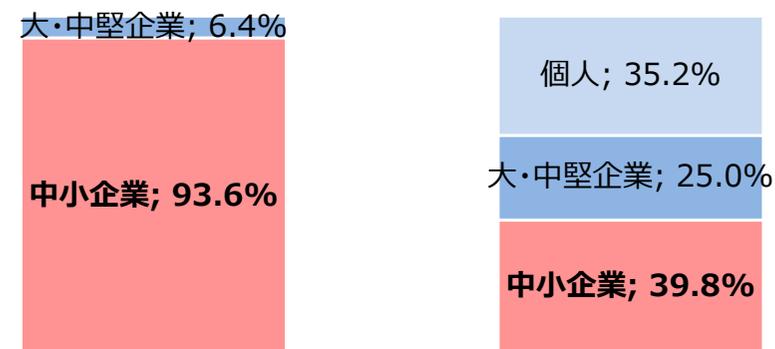
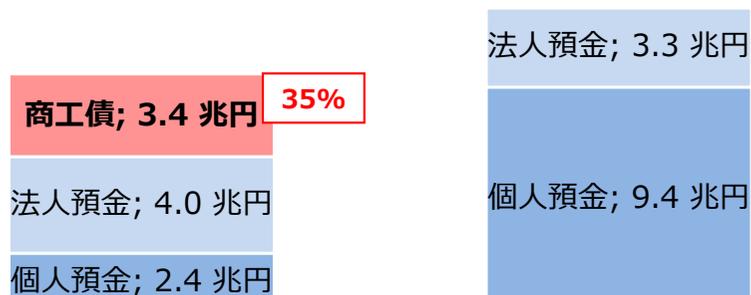
資金調達構造

商工中金は、資金の4割を商工債によって市場調達。
 大規模地銀は、すべて預金によって資金を調達。

商工債（利回り：0.25%）は、社債と異なり、証券会社を介さないため
 機動的に発行できるといったメリットあり。

貸出先の状況

商工中金は、貸出先（7.4万社）の残高9割が中小企業向け。
 貸出先は、法律で原則、株主たる組合、その組合の組合員企業に限定。
 （※組合員企業には、一部大企業・中堅企業を含む）



商工中金

大規模地銀平均

商工中金

大規模地銀平均

(*) 商工中金・大規模地銀とも、2023年3月期決算より作成。

株式会社商工組合中央金庫法の改正概要

中小企業のための商工中金改革【株式会社商工組合中央金庫法・中小企業信用保険法】

- ▶ 商工中金は、1936年に国と中小企業組合の共同出資により設立された「**中小企業による中小企業のための金融機関**」（株主資格は組合・組合員等に限定）。
- ▶ 株式会社化（2008年）以来、法目的に「完全民営化」と規定（2008年から5～7年後を目標）。2015年に完全民営化時期を明記しない形（「できる限り早期」）に改正。2016年には、危機対応業務で不正事案が発覚（危機対応業務に依存したビジネスモデル）し、改革に着手（「解体的出直し」）。2018年以降、経営改革を断行し経営の立て直しに成功。
- ▶ **コロナ禍からの立ち直りや事業転換支援が急がれる中、商工中金の事業再生等のノウハウを1日でも早く活用する観点から、「中小企業による中小企業のための金融機関」との位置づけを更に明確化**（民間金融機関とは異なり、住宅ローンなどの個人向け融資を行わない独自のビジネスモデル）しつつ、「**半官半民**」の弊害を除去して再生支援等において幅広く柔軟な支援を可能とする**制度改正**を行う。政府保有株式の処分には一定期間を要することから、この方針を「今」、法制化し、**法案成立**（公布日：2023年6月16日）から**2年以内に業務範囲の見直し・政府保有株式の全部売却等を含む改革を実施する**。

(1) コロナ禍からの地域経済再生のための業務範囲等の

見直し【平時】

- 組合金融の円滑化という目的の範囲内で**業務範囲の制約等を見直す**。
 - － 商中本体から再生企業への出資上限を、現行の10%から銀行同様、100%に緩和
 - － 投資専門子会社経由の再生企業出資の対象に、第三者関与の再生計画策定企業を追加
 - － サプライチェーンの再構築等（ビジネスマッチング）を支援する地域商社の子会社としての保有可等
- 銀行と同水準の規制も導入（例：金融分野の裁判外紛争解決制度（金融ADR）等）。

(2) 地域金融機関との連携・協業の強化【平時】

- 業務を行うに当たり、**地域金融機関と連携を図ることを法律上も明記**。
- **民業圧迫回避規定**（適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮）は**存置**。

(3) 「中小企業のための金融機関」の維持【平時】

- 議決権保有株主資格の制限や**特別準備金**（4,008億円）の制度は**維持**。

(4) 危機対応を的確に実施するための措置【危機時】

- 政府保有株式全部売却後も、**危機対応業務を実施する責務**を課す。
- 同一の危機事象について危機対応業務と危機関連保証が発動されている場合、商工中金の危機関連保証の利用を認めない。【中小企業信用保険法】

(5) 政府保有株式の売却等

- 商工中金の財務状況が大きく改善し、信用力が向上したため、意義は低下した**政府保有株式を全部売却し、議決権保有株主資格の対象から政府を削除**。
 - ※株主資格：中小企業組合及びその構成員に限定、中央会等の中小企業関係団体にも拡大
- **政府株式売却に伴う措置**（新株発行時・代表取締役選定時^(※)の大臣認可の廃止）。
 - ※大臣認可＋違法行為時の解任命令から届出＋解任命令に移行

(6) 将来的な完全民営化の勘案要素

- 特別準備金の状況を含む自己資本の状況、ビジネスモデルの確立状況、危機対応業務の在り方等を勘案し、完全民営化の実施（商工中金法の廃止等）を判断。

商工中金の株主構成

- **商工中金の株主資格は、中小企業組合とその構成員に限定。政府が46.5%、中小企業組合等が53.0%の株式を保有。全国約3.5万の中小企業組合のうち、約1.9万組合が株主。その傘下には、約200万の構成員企業が存在。**
- 今般の法改正を踏まえ、株主構成の多様化を図る観点から、政令を改正し、**中小企業を支援する機関も株主資格の対象に追加。**

商工中金の株主構成

区分	株数(千株)	持株比率
政府	1,016,000	46.5%
中小企業等協同組合	664,194	30.5%
事業協同組合・同連合会	600,130	27.6%
信用協同組合・同連合会	62,258	2.9%
企業組合	1,803	0.1%
協業組合	6,204	0.3%
商工組合・同連合会	23,501	1.1%
商店街振興組合・同連合会	1,685	0.1%
生活衛生同業組合・同連合会	3,835	0.2%
酒類業組合・同連合会	580	0.02%
内航海運組合・同連合会	3,217	0.1%
輸出組合・輸入組合	4	0.0%
中小企業組合の構成員	453,362	20.8%
その他(注)	3,239	0.1%
自己株式	10,704	0.5%

上位株主（民間）

- 全日本火災共済協同組合連合会:0.42%（930万株）
- 中部交通共済協同組合:0.37%（808.5万株）
- 関東交通共済協同組合:0.3%（663.9万株）

株主資格の追加（2023年7月）

- 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会とその直接・間接の構成員
- 日本商工会議所・商工会議所
- 全国商工会連合会・都道府県商工会連合会・商工会

(注) 組合の構成員ではない無議決権株式（所属していた組合が解散し、無資格者となった構成員が保有する株式等）

(参考) 商工中金改革に関するこれまでの経緯①

- ① **商工中金**は、小泉政権の政策金融改革の一環で、**完全民営化方針が決定**（2006年行革推進法）。
商中法（2007年）でも**目的に「完全民営化の実現」を規定**した上で、**完全民営化時期**（株式会社化した2008年から5～7年後を目処）も規定。 （※）商中法では、政府保有株式の売却（46.5%/1,016億円）+根拠法の廃止が盛り込まれている。

- ② その後、リーマンショック、東日本大震災の影響により完全民営化を2度延期。
2015年には、政府が株主であることで信用力が高まり、その結果として市場から安定的な資金調達が可能となること等を踏まえ、危機対応業務実施の責務を課した上で**将来の完全民営化方針は堅持しつつも具体的な民営化時期は撤廃**し、政府は「当分の間」必要な株式を保有することを規定。
また、**完全民営化のタイミングは「できる限り早期に政府保有株の全部を処分」と規定**。

- ③ ただし、2016年に**危機対応業務の不正事案**発覚（職員が要件を満たすように書類を書換え）。
 - 危機対応融資22万件の全件調査の結果、不正口座数は4,609件（全体の2%）、不正行為者は444名、**国内100営業店のうち97店舗で発生**。不正行為者、監督者、本部職員の計813名を処分。
 - 不正の背景には、以下の原因が存在。
 - (i) **危機対応業務（低利）を民間金融機関との競争上の「武器」として利用**し、貸出残高の2割、業務粗利益の3割を危機対応業務に依存（2017年度実績）しているビジネスモデル
 - (ii) **過度なプレッシャー**をかけて不正行為を惹起した本部・経営陣の姿勢
 - (iii) 取締役会が形式的な報告や儀礼的な追認の場となるなど、**ガバナンスの欠如**

(参考) 商工中金改革に関するこれまでの経緯②

- ④ 不正事案を踏まえて設置された「商工中金の在り方検討会」(大臣直属、フルオープン)の提言(2018年1月)取りまとめ。

(提言ポイント)

- (i) **新たなビジネスモデルの構築**：地域金融機関が対応できていない課題解決型提案、事業再生等に重点化。
- (ii) **危機対応業務の抜本的な見直し**：危機対応業務は、発動を真の危機時に限定するなど抜本的に見直し。
(※) 発動要件を、自然災害では東日本大震災など、経済事象ではリーマンショック級の信用収縮に限定。
- (iii) 完全民営化：「**ビジネスモデル構築の取組みは、完全民営化の方向で4年間全面注力して実施するものであり、当該ビジネスモデルが確立されたかどうかの徹底検証と危機時の対応の検証・検討を踏まえて、完全民営化の実行への移行を判断する**」

- ⑤ 提言を踏まえ、上記検証に重要な役割を發揮する組織として、外部有識者から成る「評価委員会」を設置。

<参考：評価委員会メンバー>

(委員長) 川村 雄介	(一社) グローカル政策研究所 代表理事	伊東 眞幸	(株) フィンクロス・デジタル 代表取締役社長
翁 百合	(株) 日本総合研究所 理事長	川寄 修	(株) 東研サーモテック 相談役
中嶋 修	板橋区立企業活性化センター センター長	家森 信善	神戸大学経済経営研究所 教授

- ⑥ 2018年3月に、民間企業での経営経験を有する関根社長が就任。「検討会」提言を踏まえて中期経営計画を策定(2022年3月末まで)。
- ⑦ 4年間の中期経営計画期間が2022年3月末で終了。
- ⑧ 中期経営計画の期間終了を踏まえ、「評価委員会」において、「新たなビジネスモデルは概ね確立できたと評価」、「当面は、引き続き危機対応業務を実施する責務がある」とする報告書を取りまとめ(2022年8月3日)。
- ⑨ その上で、「検討会」の提言も踏まえ、政府として「完全民営化の実行への移行を判断する」ことが必要。
- ⑩ 西村大臣の下、「新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会」を設置(2022年12月16日)。「業務範囲の拡大と合わせて政府保有株式は全部売却」とする報告書を取りまとめ(2023年2月17日)

➡ **改正商工中金法が閣議決定(2023年3月10日)、国会審議を経て法案成立・公布(2023年6月16日)** 12

(参考) 中小企業を取り巻く課題と商工中金への期待

中小企業を取り巻く課題

コロナからの回復・立ち直り

民間ゼロゼロ融資の返済が本格化。当面は借換保証で支援するが、**今から2～3年後には再生支援も本格化**。

アフターコロナでの成長

事業再構築投資やスタートアップの促進。経営者が**思い切った事業展開や前向きな投資を実行できる環境の整備**。

環境変化を踏まえた産業構造転換

域内市場縮小に直面する中で、**GXやDXなどの時代の変革**も踏まえ、**経営環境の変化に対応**していく必要あり。

経営者の高齢化

経営者の高齢化の進展による**全国大でのM&Aニーズの高まり**。

商工中金が有する強み

再生支援のノウハウ（2004年に日本初のDDSを実行。中小企業活性化協議会への持ち込み件数（60件、2021年度）は金融機関の中でトップ）

経営者保証に依存しない融資（経営者保証を徴求しない新規融資比率（61%）は地域金融機関トップクラス（北國銀行85%、南都銀行67.8%）

産業転換支援を促す**長期の信用供与の仕組み**（商工中金の融資の約5割は貸付期間5年以上）

設立以来の中小企業専門金融機関であり、全国ネットワーク保有（全国大のマッチング）

ただし、商工中金が専門性を有していても、

- ① 例えば、**再生企業やスタートアップ企業への出資機能**（出資比率・期間）は、**民間金融機関と比較して制約**あり。
- ② 加えて、**商工中金の株主の過半は民間**であるにも関わらず、現場の職員は、**政府系金融機関であることを過度に意識し、中小企業のニーズを踏まえた踏み込んだ支援を躊躇**するケースや、**政府系という意識**の下で、取引先から「**上から目線**」との指摘を受けるケースも存在するなど、「**半官半民**」の弊害あり。

(参考) 各機関における現行の政府関与について

- 政府保有株式の全部売却に伴い、新株発行時の大臣認可の廃止とともに、中小企業によるガバナンスを徹底する観点から代表取締役選定時の大臣認可も廃止（中小企業によるガバナンスが根付くまでの2年間を移行期間と設定）。
- 他方で、商工中金法を残し、特別準備金を維持することから、剰余金処分・定款変更時の大臣認可や一般監督権限は存置。

		農林中金	銀行	商工中金（現行）	商工中金（改革後）
政府出資		0%（1959年全額償却）	—	46.5%	0%
主務大臣の認可事項	役員の選解任 （普通決議）	届出事項 （民営化の2年後に届出事項に 改正） 違法行為時の解任命令	届出事項 違法行為時の解任命令	認可事項 （代表取締役、監査役） 違法行為時の解任命令	届出事項 （政府保有株売却後2年以内に 届出に移行） 違法行為時の解任命令
	剰余金の処分 （普通決議）	—	届出事項	認可事項	認可事項
	定款の変更 （特別決議）	認可事項	届出事項	認可事項	認可事項
	新株の発行 （特別決議）	—	届出事項	認可事項	届出事項
	資本金額の減少 （特別決議）	認可事項	認可事項	認可事項	認可事項
	解散（特別決議）	認可事項	認可事項	認可事項	認可事項
一般監督権		有 （農水大臣、内閣総理大臣）	—	有 （経産大臣、財務大臣）	有 （経産大臣、財務大臣）
報告徴収/業務改善命令		有	有	有	有
株主資格制限		有（会員資格は農協等に限定）	—	有（政府・中小企業組合等）	有（政府は削除）